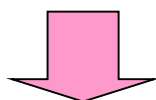


小型特殊自動車を所有する方へ

◎小型特殊自動車に該当する建設用自動車及び

◎小型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車(乗用装置があり、最高時速 35km 未満のトラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など)は、

**軽自動車税が課税されます。
申告していない方は、申告が必要です。**



**山形市役所 1 階市民課 5 番窓口で「軽自動車税申告及び
標識交付申請」をして、ナンバープレートの交付を受けて下さい！**

よくあるQ&A

Q 1 公道を走らないのに、ナンバープレートをつけなければなりませんか。

A 1 軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は、必ず申告及び申請してください。

※ 毎年 4 月 1 日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

Q 2 小型特殊自動車には、どのような車両がありますか。また、大型特殊自動車との違いは何ですか。

A 2 次のページで確認してください。

Q 3 小型特殊自動車の税率はいくらですか。

A 3	フォーク・リフト、ショベル・ローダ等の建設用自動車	年額	5,900円
	トラクタ、薬剤散布車等の農耕作業用自動車	年額	2,400円

※ 正当な理由がなく申告等をしなかった場合は、山形市市税条例第 7 4 条に基づき **10 万円以下の過料**が科せられます。

問合せ先

ナンバープレートの交付について	市民生活部市民課	023-641-1212 (内線 344)
軽自動車税について	財政部市民税課	023-641-1212 (内線 311)
償却資産の申告について	財政部資産税課	023-641-1212 (内線 319)

特殊自動車について

1 特殊自動車とはどんな車両か？

特殊自動車は、道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で小型・大型特殊自動車に分類されています。農耕作業用自動車も特殊自動車に分類され、概要は次のとおりです。

<建設用自動車>

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車）

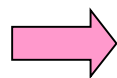
<農耕作業用自動車>

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの

2 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

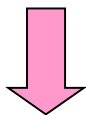
- (1) 特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）は、車両の大きさと最高速度によって小型・大型に分類されます。

A 車両の長さ	B 車両の幅	C 車両の高さ	D 最高速度
4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15 km/h 以下



A~D のすべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車
上記以外であれば	大型特殊自動車

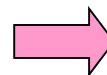
※排気量の制限はありません。



- (2) 農耕作業用自動車は、最高速度によって小型・大型に分類されます。

最高速度が 35 km/h 未満	小型特殊自動車
最高速度が 35 km/h 以上	大型特殊自動車

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。



- ◆ 小型特殊自動車
→ 軽自動車税の申告
- ◇ 大型特殊自動車
→ 償却資産の申告